

高齢になっても、障害があっても住み慣れた家で暮らしたい 住宅改造成助成制度を「存じ」ですか？

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361



高齢の人や障がいのある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造成する場合、その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

申請にあたっては、必ず工事前の申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りです。

▼対象 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯（所得制限がありません）

一般型

65歳以上の人がいる世帯（平成30年4月1日から変更になっています。ご注意ください）

特別型

①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人がいる世帯
②身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた人がいる世帯（条件があります）

▼助成要件
耐震診断の実施
※建築着工年月が昭和56年5月以前の住宅

一般型 2箇所以上の手すりの取り付け、または屋内の段差解消（助成金は最高33万3千円まで）
※一般型の申請は、各年度12月末までにご相談ください。

特別型

対象者が自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象となります。
※介護保険制度の「住宅改修費支給」などを優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、「ご注意ください」。

▼助成率

		助成率	
一般型	1/3	所得制限あり	
	3/3	生活保護法による被保護世帯	
	9/10	町民税非課税世帯	
特別型	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみ課税世帯	
	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯	
	1/2	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）	
	1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）	
	1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）	

▼助成対象箇所と限度額

改造箇所	限度額	
	一般型	特別型
浴室・洗面所	40万円	45万円
トイレ	30万円	24万円
玄関	20万円	18万円
階段・廊下	10万円	16万円
居室	10万円	19万円
台所	10万円	16万円

※限度額の合計は100万円まで。他の制度が優先する場合、合計で100万円まで

「平成30年度水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします

▼問合せ 第3浄水場 ☎079(435)5095 上下水道グループ ☎079(435)0404

検査の種類	検査地点	項目	項目数	頻度
毎日検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 2カ所	消毒効果、色、濁り、異臭味	4	1日1回
毎月検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度	9	月1回
全項目検査	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所 浄水場入口 2カ所	水質基準項目 水道水が蛇口で満たさなければならない項目	51 (40)	年1回
水質管理 目標設定 項目	町内給水栓 5カ所 浄水場出口 1カ所 浄水場入口 2カ所	水質管理目標設定項目 水質基準項目とされていないもの、水質管理上留意すべき項目	27	年1回

播磨町上下水道グループでは、お客様に安全で良質な水道水をお届けできるよう、定期的に水質検査を実施しています。

▶検査地点 宮西公園、新島中央公園、二子北公園、土山駅南ガーデンプラザ、播磨苑公園の給水栓5箇所と第3浄水場、谷田水源池です
▶検査項目 全項目検査のうち浄水場入口（原水）は40項目検査を行います
※水質検査は、登録検査機関に委託しています。

水質検査計画の閲覧方法

水質検査計画の詳細は、播磨町ホームページのホーム、[暮らし](#)→[上水道・下水道](#)→[上水道](#)→[水質検査計画](#)と、でご覧いただけます。URLは下記のとおりです。
<https://www.town.harima.lg.jp/jougesui/suido/kurashi/suido/josuido/suishitsukensa/kensakekaku.html>

年金

学生納付特例制度があります！

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4743
保険年金グループ ☎079(435)2581

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば一部の人（注1）を除き、国民年金第1号の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。

しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。この制度は本人の所得が一定基準以下（注2）の学生が対象となります。

（注1）厚生年金保険加入者や共済組合加入者、その配偶者に扶養されている人
（注2）118万円＋扶養親族などの数×38万円＋社会保険料控除など

学生納付特例申請

学生納付特例の申請期間は、年度ごとの申請になります。新年度の保険料の学生納付特例申請は、毎年4月から申請が可能です。また、過去に学んであった期間は、申請日の2

年1カ月前の月分までの保険料について随時申請が可能です。

住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口及び年金事務所に申請書を提出してください。

▼必要書類

・基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）
・学生であることを証する書類（在学期間がわかる在学証明書原本または学生証の写し）
・印鑑（朱肉を使うもの）
▼対象となる学生
学生納付特例でいう学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種専門学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。

また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。
承認期間と継続申請
学生納付特例の承認期間は、年度ごと（4月から翌年3月まで）となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月の始めにはがき形式の学生納付特例申請書を送付されます。次年度も同じ学校などに在学される人は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請が可能です。

承認期間と継続申請

また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。
※加古川年金事務所です手続きをする場合、どの手続きの場合でも、次のものが共通して必要です。
▼本人の場合：本人確認書類

国民健康保険の加入・脱退手続きを忘れずに

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

国民健康保険は、職場の健康保険加入者、後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている人、在留期間が3カ月以下の外国人を除き、すべての人に加入が義務付けられています。加入の手続きには、職場の健康保険の資格喪失証明書・認印などが必要で

また、国民健康保険に加入

なお、在学が変更になった場合にはがきによる申請はできず、新たに学生納付特例の申請をする必要があります。

また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。
※加古川年金事務所です手続きをする場合、どの手続きの場合でも、次のものが共通して必要です。
▼本人の場合：本人確認書類

また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。
※加古川年金事務所です手続きをする場合、どの手続きの場合でも、次のものが共通して必要です。
▼本人の場合：本人確認書類

していた人が、職場の健康保険に入るなどした時には、加入先の被保険者証と国民健康保険被保険者証・認印を持参のうえ、必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。
国民健康保険の加入日は、加入の届け出をした日ではなく、加入要件を満たした日になるため、その日付までかかるため、国民健康保険料が課税されることとなります。また、国民健康保険の脱退手続きが遅れると、健康保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになってしまいますので、いずれの場合も早めに手続きを行ってください。

また、国民健康保険に加入

（運転免許証など）、年金手帳などの基礎年金番号のわかるもの、マイナンバーカード（または通知カード）、印鑑（朱肉を使うもの）
▼本人以外が行く場合：委任状、行く人の本人確認書類（運転免許証など）、印鑑（朱肉を使うもの）
その他、手続き内容ごとに必要なものは異なりますので、予めご確認ください。

また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。
※加古川年金事務所です手続きをする場合、どの手続きの場合でも、次のものが共通して必要です。
▼本人の場合：本人確認書類

していた人が、職場の健康保険に入るなどした時には、加入先の被保険者証と国民健康保険被保険者証・認印を持参のうえ、必ず国民健康保険の脱退手続きを行ってください。
国民健康保険の加入日は、加入の届け出をした日ではなく、加入要件を満たした日になるため、その日付までかかるため、国民健康保険料が課税されることとなります。また、国民健康保険の脱退手続きが遅れると、健康保険の保険料と国民健康保険税を重複して支払うことになってしまいますので、いずれの場合も早めに手続きを行ってください。

また、国民健康保険に加入